平成29年度都道府県別募集定員の上限について

1. 平成 29 年度の全体の募集定員上限の設定

- 全体の募集定員は、平成 27 年度に研修希望者の 1.2 倍とした後、段階的に 縮小し、平成 32 年度までに約 1.1 倍にすることとしている。
- 平成 28 年度は、全体の募集定員が研修希望者の 1.18 倍となるよう募集定員の 上限を設定していたが、実績では 1.17 倍となった。(全体の募集定員 11,272/研修希望者数 9,637 人)
- 平成29年度は、全体の募集定員が研修希望者の1.16倍となるよう設定する。
- 平成 29 年度の研修希望者の推計及び全体の募集定員の上限は、別紙「研修医の募集定員・受入実績等の推移」(資料 2 − 1) のとおり。

2. 東北薬科大学の医学部新設に係る都道府県別募集定員の上限の取扱い(案)

- 都道府県別募集定員の上限については、現在、「地域枠」等により医学部入学 定員の増員がある場合、当該増員があった年度の次の年度からこの増員分を上限 に反映させる方法となっている。
- 今般、平成 28 年度に宮城県の東北薬科大学に新たに医学部が開設され、宮城県の医学部入学定員が 100 名増えることとなる。このため、平成 29 年度の都道府県別募集定員の上限のうち、宮城県のものは追加で58名増えることとなるが、この場合、平成 29 年度以降、宮城県一県の募集定員上限が著しく大きくなるとともに、他の都道府県の募集定員上限の減少幅が大きくなる。
- このため、東北薬科大学の医学部新設に係る入学定員の増員分(100 名)については、そのまま現行の計算方法に当てはめて平成29年度以降の都道府県別募集定員の上限を求める方法を改め、平成29年度の上限から平成32年度までの4年間、毎年25名※ずつ漸増させて都道府県別募集定員の上限を計算することとしてはどうか。
 - ※ 平成 20 年度からの医学部定員増において、最大の定員増が 25 名であることを踏まえての 対応
 - ※※ 平成 29 年度に医学部の新設が予定されている国際医療福祉大学(千葉県)の取扱いについては、文部科学省において医学部の設置認可が行われた後に改めて検討することとする。